

# お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課  
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112  
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

## 開発センター、創遊館、西・北部公民館をご利用の方へ

国内での新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町有施設の貸出につきまして、ご利用の際、感染予防対策をきちんと行っていただくとともに、留意事項を遵守くださるよう、ご協力をお願いします。

### ▶留意事項

1. 不特定多数の方が参加するイベント等のご利用はご遠慮ください。
2. クラスター(集団感染)の発生リスクをさげるため、以下の事項を全てクリアすること。
  - ①換気の状態  
適切に換気ができる状態にあること  
(換気システムによる持続的換気、または1時間に2回程度の定期的な換気)
  - ②人の密度の状態  
会場の広さの確保、人が密集しない環境の整備、互いの距離を1～2メートル程度確保
  - ③イベント等の内容  
近距離での会話や発声、高唱を避ける
3. 2週間以内に海外、または国内の流行地域への旅行・出張から帰ってきた人には参加(利用)を控えていただくように事前に周知するとともに、イベント当日もその旨を会場に掲示すること。
4. 高齢者や基礎疾患のある方については、感染防

止及び重症化予防の観点から、マスク着用等により感染症予防(自己防衛)をしっかりと行うか、安全を考慮して自主的に参加を控えていただくように周知すること。

5. 発熱(体温37.5度以上)がある方や、風邪の症状などがある体調不良の方の参加をさせない。また、上記の症状がある場合は来ないように事前に周知すること。
6. イベント等の参加者の氏名・住所・連絡先(電話番号等)を把握すること。
7. 開催当日に2.の事項を徹底するため、注意事項のアナウンスやチラシ等を配布するなど周知の工夫をすること。

注) 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、貸出(許可後)をお断りする場合がありますので、ご理解をお願いします。

※町立図書館及び屋内体育施設については、当面の間、休館としております。  
町民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶問合せ先 総務課 危機管理係 ☎67-2111

## 公共交通機関の利用に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、下記のとおり対応させていただきます。安全安心運行のため、ご理解をお願いいたします。

### ○デマンドタクシー

37.5度以上の熱や風邪症状のある方は、乗車をご遠慮いただきます。予約時に体温確認を行いますので、必ず予約前に検温をお願いします。

○朝日町・山形市直行バス、寒河江市・朝日町直行バス  
37.5度以上の熱や風邪症状のある方は、乗車をご遠慮いただきます。

### ▶問合せ先

政策推進課 地域振興係 ☎67-2112

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

### ▶国民年金保険料

令和2年度 月額 16,540円

### ▶保険料の納付方法

#### ①口座振替でのお支払い

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

#### ②納付書でのお支払い

日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、郵便局、コンビニで納めることができます。

#### ③クレジットカードやインターネット等でのお支払い ご利用には申請書の提出が必要です。

### ▶国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、寒河江年金事務所、または役場の国民年金窓口へご相談ください。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、

訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

### ▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課

☎84-2551（自動音声案内5）

税務町民課 住民生活係

☎67-2119

## 若者のパスポート取得を支援します！

町の次代を担う若者の海外体験を促進するため、山形県内でパスポートを取得した若者に対し、パスポート取得に係る経費の一部を補助します。

### ▶対象者1（次の全ての項目に該当する方）

- ①平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方。
- ②申請日において朝日町に住居登録されている方。
- ③令和2年4月1日から令和3年2月28日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している方。
- ④本補助事業による補助金の交付を受けていない方。
- ⑤町税等に滞納がない方。

### ▶対象者2（次の全ての項目に該当する方）

- ①平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方。
- ②申請日において朝日町に住居登録されている方。
- ③令和2年3月1日から令和2年3月31日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している方。
- ④本補助事業による補助金の交付を受けていない方。

- ⑤町税等に滞納がない方。

### ▶補助額

補助対象者1人につき5,000円

### ▶申請方法

- ①申請書に必要事項を記入し提出してください。  
※申請書は政策推進課に備えてあるほか、町ホームページからダウンロードできます。
- ②取得したパスポートの写し（顔写真記載ページ及び発行官庁記載のページ）
- ③振込先通帳の写し（口座番号記載のもの）

### ▶申請期限

令和3年3月19日（金）

### ▶問合せ先

政策推進課 総合政策係

☎67-2112

## 森林土地の所有者の届出、伐採および伐採後の造林の届出について

### ○森林土地の所有者の届出

森林法が定める諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、新たに森林の所有者となった方に届出を提出していただく制度になります。

#### ▶対象者

個人・法人を問わず、売買や相続により森林の土地を新たに取得(面積に関わらず)した方。ただし、国土利用計画に基づく土地取引に関する届出を提出した方は対象外。

#### ▶届出期間

所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出してください。

#### ▶届出事項

所有者並びに前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所、土地の用途

#### ▶添付書類

登記事項証明書、土地の位置を示す図面

### ○伐採および伐採後の造林の届出

森林の立木を伐採する場合は、市町村森林整備計画に従った適切な施業をするために、事前に「伐採および伐採後の造林届出」を提出すること、また伐採後の造林が完了したときは「伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが法律で義務付けられています。

#### ▶届出人

①自分で伐採(造林)する場合は、森林所有者

②伐採業者等が森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と立木買い受け者の連名

#### ▶提出期間

伐採及び伐採後の造林の届出は、伐採を始める90日前から30日前まで

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書は、造林を完了した日から30日以内

#### ▶届出先

農林振興課(伐採・造林する森林がある市町村)

#### ▶提出書類

【伐採するとき】

- ①伐採届及び伐採後の造林届出書
- ②伐採する場所の位置図
- ③伐採面積がわかる図面
- ④人工林の皆伐後に天然更新を計画する場合は、森林施業プランナー等からの確認をうけたチェックシート

【伐採後の造林が完了したとき】

- ①伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

#### ▶問合せ先

農林振興課 農林振興係

☎67-2114

## 堆肥を販売します

(有)朝日土づくりでは、下記の日時に朝日町堆肥センター(大暮山字鹿路)に常駐し堆肥を販売します。放射能の心配はありませんので、ご安心ください。

購入を希望する方は、軽トラックや2t車など荷台のある車でお越しください。

#### ▶日 時

4月18日(土)、19日(日)、25日(土)、26日(日)

#### ▶常駐時間

午前9時～正午

#### ▶価 格

①2t車/1台 3,500円

②軽トラック/1台(枠あり) 2,000円  
(枠なし) 1,500円

③2t車配達/1台(町内) 5,000円

#### ▶問合せ先

(有)朝日土づくり

佐藤 ☎090-6253-7580

大滝 ☎080-6018-4025

布施 ☎090-2274-1827

小林 ☎67-2758

## 社会福祉法人あさひ会 職員募集のお知らせ

社会福祉法人あさひ会の正職員及び臨時職員を次のとおり募集します。

### ○正職員

#### ▶職種及び採用人員

保育士 1名

#### ▶受験資格

保育士及び幼稚園教諭の資格を取得している方

#### ▶雇用条件等

- ①雇用予定日 随時
- ②業務内容 保育業務
- ③勤務時間 1日8時間のシフト勤務
- ④休日 日曜日、祝日、年末年始、その他特別な事情により指定する日  
なお、勤務場所により休日の取扱いが異なることがあります。

⑤休暇 規定による

⑥賃金等（社会保険有り）  
月額 176,500 ～ 205,700 円  
（賃金は経験等により変動します）

⑦勤務場所  
あさひ保育園、子育て支援センターあさひ、  
放課後児童クラブ

#### ▶採用試験

後日郵送でご連絡します。一次試験は作文、二次試験は面接を予定しています。  
試験内容については、受験者の状況により変更となる場合があります。

### ○臨時職員

#### ▶職種及び採用人員

臨時調理師 1名

#### ▶受験資格

調理師資格を取得している方

#### ▶雇用条件等

- ①雇用期間 令和2年9月30日まで
- ②業務内容 調理業務
- ③勤務時間 1日8時間のシフト勤務
- ④休日 日曜日、祝日、年末年始、その他特別な事情により指定する日
- ⑤休暇 規定による
- ⑥賃金等（社会保険有り）  
時給 930 円
- ⑦勤務場所 あさひ保育園

#### ▶採用試験

後日郵送でご連絡します。面接試験を予定しています。

### ○共通事項

#### ▶受験手続き

履歴書に資格を有する証明書の写しを添えて、あさひ保育園に届けてください。

※受付時間：開園日の午前8時30分から午後5時30分

#### ▶その他

不明な点については、下記へ問合わせください。

#### ▶問合せ先

あさひ保育園 ☎67-3467

## 令和2年度 土地・家屋の価格の縦覧等の期間について

4月1日付けお知らせ板に掲載しました土地・家屋の価格の縦覧及び固定資産税課税台帳の閲覧の期間について下記のとおり訂正いたします。

#### ▶期間

訂正後 4月1日（水）～6月1日（月）  
訂正前 4月1日（水）～5月29日（金）  
午前8時30分～午後5時  
（土曜・日曜・祝日を除く）

#### ▶場所

役場1階総合窓口

#### ▶問合せ先

税務町民課 税務係  
☎67-2107